

大分県報

平成十八年

第一七七〇号

六月十三日

(火 曜 日)

目次

告 示

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
生活保護法による医療機関の指定	一
生活保護法による介護機関の指定（二件）	二
生活保護法による指定介護機関の廃止	三
生活保護法による指定施術者の廃止	三
コーネ病の発生	三
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧	三
指定予定保安林（四件）	四
道路区域の変更	五
道路の供用開始	五
大分県海域におけるいか類の採捕を目的とするいか棒受網漁業及び多そう張り網漁業の操業の制限	五
土地改良事業の工事の完了	六
平成十八年度狩猟免許試験の実施	六
平成十八年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習会の実施	八

〇 告 示

大分県告示第六百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成十八年六月十三日

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成十八年五月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ムラづくりNPO風の原っぱ

三 代表者の氏名

浦 田 龍 次

四 主たる事務所の所在地

由布市湯布院町川北千百十二番地二十六

五 定款に記載された目的

この法人は、「農」が持っている多面的機能を活用し、人が暮らし、生きていくための食、福祉、教育、環境、エネルギーに関わる総合的な機能を地域に回復し、もって地域の子どもたちやお年寄り、障害を持っている人たち、社会に出ることに戸惑っている若者たちなどの居場所をつくり、誰もが地域の中で安心して生きられる地域共生社会の実現をめざす。

これまで続けられてきた湯布院の様々なまちづくり文化活動に対しても積極的に連携、支援を行い、地域での文化、教養、芸術面における生活の質を高め、内面的にも充実した豊かな暮らしづくりに寄与することをめざす。

また、地域の安定は地球環境や国際平和と切り離しては考えられず、草の根の国際交流などを通じてこれからの地球時代にふさわしい国際感覚を持った地域住民コミュニティの実現をめざす。

大分県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所 在 地	指定年月日
榊田歯科医院	榊 田 敏 敬	別府市西野口町一―四	平一八・四・一
島田内科クリニック	島 田 弘 法	速見郡日出町二五二―一	平一八・五・一

大分県報（告示）

大分県告示第六百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
ショートのス テイなかの しま	日田市大字 庄手字大釣 六八五番地 の一六	社会福祉法 人翠明会	日田市大字 庄手字大釣 六八五番地 の一六	介護予防短期入 所生活介護	平一八・四・一
ヘルパーサ ービスなか のしま	〃	〃	〃	介護予防訪問介 護	〃
訪問入浴サ ービスなか のしま	〃	〃	〃	介護予防訪問入 浴介護	〃
デイサービ スセンター なかのしま	日田市大字 庄手字大釣 六八五番地 の五〇	〃	〃	認知症対応型通 所介護、介護予 防認知症対応型 通所介護	〃
さくらデイ サービス日 田	日田市三芳 小淵町一二 〇八	医療法人聖 峰会	日田市三芳 小淵町一二 〇八	認知症対応型通 所介護、介護予 防認知症対応型 通所介護	〃
介護サービ スセンター ほうゆう	日田市上手 町二五六一 五	有限会社社 介護サービス 朋友	日田市豆田 町三番一三 号	介護予防訪問介 護	〃
デイサービ スセンター 悠悠	〃	〃	〃	認知症対応型通 所介護、介護予 防認知症対応型 通所介護	〃

大分県告示第六百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項に規定する介護扶助のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成若しくは施設介護又は介護予防を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
介護機関の 名称	〃	〃	〃	〃	〃
静雲荘指定 訪問介護事 業所	別府市石垣 西七丁目一 三七	社会福祉法 人友愛会	別府市大字 野田字サッ ショウ原一 二九三番の 一	訪問介護	平一八・四・一
別府市社会 福祉協議会 指定訪問介 護事業所	別府市上田 の湯町一五 番四〇号	社会福祉法 人別府市社 会福祉協議 会	別府市上田 の湯町一五 番四〇号	介護予防訪問介 護	〃
和幸苑指定 訪問介護事 業所	別府市大字 野田一四九 〇番	社会福祉法 人豊心会	別府市大字 野田一四九 四番地の一	介護予防訪問介 護	〃
和幸苑指定 通所介護事 業所	〃	〃	〃	介護予防通所介 護	〃
和幸苑指定 短期入所生 活介護事業 所	別府市大字 野田一四九 四番地の一	〃	〃	介護予防短期入 所生活介護	〃

ふくしサー ビスセンタ ーおひさま	津久見市大 字津久見一 三一一番地	社会福祉法 人煌	福岡県福岡 市博多区博 多駅中央街 八番三六号	訪問介護	〃
豊後大野市 地域包括支 援センター	豊後大野市 三重町市場 一二〇〇番 地	豊後大野市	豊後大野市 三重町市場 一二〇〇番 地	地域包括支援 センター	〃
国東市民病 院	国東市安岐 町下原一四 五六番地	国東市	国東市国東 町田深二八 〇番地二	居宅療養管理指 導、介護療養型 医療施設	平一八・三・三一
有限会社た かはし薬局	国東市武蔵 町古市一一 二一三	有限会社た かはし薬局	国東市武蔵 町古市一一 二一三	居宅療養管理指 導	平一八・二・一

大分県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関からサービスを提供する旨届出があった。
平成十八年六月十三日

介護機関の 名称	所在地	開設者	主たる事務 所の所在地	廃止サービスの 種類	廃止年月日
静雲荘指定 訪問介護事 業所	別府市上人 南町一九一 二	社会福祉法 人友愛会	別府市大字 野田字サツ ショウ原一 二九三番の 一	訪問介護	平一八・四・二
グリーンコ ープ生協ヘ ルパーステ ーションお ひさま	津久見市大 字津久見一 三一一番地	グリーンコ ープ生活協 同組合お ひさま	大分市大字 寒田四一五 番地の一	訪問介護	平一八・四・一

大分県知事 広 瀬 勝 貞

東国東広域 国保総合病 院	国東市安岐 町下原一四 五六番地	東国東広域 連合	国東市国東 町鶴川一六 〇番地の二	居宅療養管理指 導	平一八・三・三一
たかはし薬 局	国東市武蔵 町古市一一 二一三	高橋 敬恵	国東市武蔵 町古市一一 二一三	居宅療養管理指 導	平一八・二・一

大分県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。
平成十八年六月十三日

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	廃止年月日
戸高市蔵	東洋龍整骨院	佐伯市中村北町五十五	平一八・五・九
柳井緑二郎	柳井整骨院	佐伯市本匠大字堂ノ間三二五番地	平一八・四・一

大分県告示第六百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおりヨ―ネ病の発生について届出があった。
平成十八年六月十三日

家畜の 種類	患畜・疑似 患畜の別	発生戸数及 び頭数	発 生 場 所	発生年月日
牛	患 畜	一戸・二頭	豊後大野市	平成一八・五・二九

大分県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二

平成十八年六月十三日

大分県報（告示）

第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。
なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営土地改良総合整備事業 （水田農業振興緊急整備型） （農業用排水整備） （暗渠排水整備）	千町無田地区	平一八・六・一三から 平一八・七・三まで	九重町役場

大分県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
臼杵市大字市濱字亀ノ甲一三四二番一から一三四二番二五まで、一三四二番二六（次の図に示す部分に限る。）、一三四二番二七及び大字末廣字中山六〇六番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百五十三号

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
日田市大字堂尾字白野一六四七番一、一六四七番三及び一六四七番五
- 二 指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
日田市大字高瀬字上一ツ戸四四七三番二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市前津江町柚木字鍋谷二六九六番一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所及び日田市役所前津江振興局に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年六月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十三日

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞			
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員延長
県道西大山大野日田線	日田市前津江町赤石字桑木ノ本一四五番四地先から日田市前津江町赤石字日ノ本一四九番四地先まで	前	一・〇メートル 五・〇メートル 三四・〇
	日田市前津江町赤石字桑木ノ本一四五番四から日田市前津江町赤石字日ノ本一四九番四まで	後	三〇・〇メートル 一〇・〇 四九・〇

大分県告示第六百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年六月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道西大山大野日田線	日田市前津江町赤石字桑木ノ本一四五番四から	平一八・六・一三
	日田市前津江町赤石字日ノ本一四九番四まで	

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分県海域におけるいか類の採捕を目的とするいか棒受網漁業及び多そう張り網漁業（大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第七条の許可を受けて行う四そう張り網漁業を除く。）の操業を次のとおり制限する。

大分県報（告示・大分海区漁調委告示）

平成十八年六月十三日

大分海区漁業調整委員会会長

内 田

健

（定義）

一 この指示において「いか類」とは、十腕目のいかをいう。

（操業の承認）

二 これらの漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（承認隻数）

三 委員会が承認する漁船の総数は、七十隻を限度とする。

（操業の承認をしない場合）

四 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

（一） 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

（二） 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合

（三） 同一の漁業者が二隻以上（多そう張り網漁業を操業しようとする者にあつては三隻以上）申請した場合

（操業海域の制限）

五 これらの漁業は、佐伯市上浦蒲戸埼から九十度（真方位）の線以南の大分県海域（共同漁業権区域を除く。）以外の海域における操業を禁止する。

（操業期間の制限）

六 これらの漁業は、平成十八年十月一日から平成十九年七月三十一日までの間は操業してはならない。

（漁具等の制限）

七 操業に使用する漁船は、総トン数五トン未満の動力漁船とする。

2 操業に使用する網の大きさは、長さ十二メートル以下、幅六メートル以下とし、網目の目合は、十五センチメートルにつき十節以下とする。また、使用する集魚灯の総量は、一隻当たり三キロワット以下とする。

3 多そう張り網漁業を操業する場合は二そう張り網漁業に限る。

（操業時間の制限）

八 操業時間は、日没から日の出までとする。

（承認証の携帯義務）

九 操業の承認を受けた者は、これらの漁業を操業するときは、当該承認証を自ら携帯し、

又は操業責任者に携帯させなければならない。

（操業状況の報告）

十 操業の承認を受けた者は、毎月十日までに前月に係る操業状況についてその所属する大分県漁業協同組合の支店を経由して委員会に提出しなければならない。

（指摘事項の遵守）

十一 操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

十二 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき又はこの指示に違反して操業したときは、承認を取り消すことができる。

（取扱要領）

十三 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る事務については、委員会が別に定める。

（指示の有効期間）

十四 この指示の有効期間は、平成十八年八月一日から平成十九年七月三十一日までとする。

○ 公

告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成十八年六月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

事 業 名

着 手 年 月 日

完了 年 月 日

県営ほ場整備事業
（担い手育成型）
（日出生台地区）

平一三・ 六・二六

平一八・ 三・二〇

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、次のとおり平成十八年度狩猟免許試験を実施する。

平成十八年六月十三日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 試験の種類及び対象者			
種 類	対 象 者		
網・わな猟免許試験	銃器の使用以外の方法で狩猟を行う者		
第一種銃猟免許試験	銃器を使用して狩猟を行う者		
第二種銃猟免許試験	空気銃又は圧縮ガスを使用する銃器を使用して狩猟を行う者		
二 試験の日時、場所等			
1 網・わな猟免許試験及び大分わな猟免許特区（網又はわな限定）試験（一回目）			
受験対象者	試験区分	日 時	場 所
大分県東部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	速見郡日出町 大分県日出総合庁舎
大分県中部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎 正庁ホール
大分県南部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者	知識試験 適性試験 技能試験	八月十一日午前九時から 午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
2 第一種銃猟及び第二種銃猟免許試験（一回目）			

受験対象者				試験区分	日 時	場 所
大分県東部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	速見郡日出町 大分県日出総合庁舎
大分県中部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	大分市大手町 大分県庁舎 正庁ホール
大分県南部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎
大分県豊肥振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	竹田市大字竹田字山手 大分県竹田総合庁舎
大分県西部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
大分県北部振興局の所管区域内に住所又は勤務地を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	八月十日午前九時から 午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎
3 網・わな猟免許試験及び大分わな猟免許特区（網又はわな限定）試験（二回目）						
受験対象者				試験区分	日 時	場 所
県内に住所を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	九月二十四日午前九時から 午後五時まで	大分市大手町 大分県共同庁舎 大会議室
4 第一種銃猟及び第二種銃猟免許試験（二回目）						
受験対象者				試験区分	日 時	場 所
県内に住所を有する者				知識試験 適性試験 技能試験	九月二十三日午前九時から 午後五時まで	大分市大手町 大分県共同庁舎 大会議室

平成十八年六月十三日

大分県報（公告）

三 狩猟免許申請書の受付期間及び受付時間

1 (一) 受付期間（一回目）

平成十八年七月十四日（金）から同年七月二十八日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 受付期間（二回目）

平成十八年八月二十八日（月）から同年九月八日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

2 受付時間（一・二回目）

午前八時三十分から午後五時十五分まで。

四 受験手続

受けようとする狩猟免許の種類（網・わな猟免許、大分わな猟免許特区（網又はわな限定試験、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許））ごとに狩猟免許申請書に次の書類を添え、申請者の住所を所管する振興局又は振興局各事務所に提出すること。

1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第一号に規定する医師の診断書 一部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証）

2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

3 返信用封筒（八十円切手をはり付け、あて先を明記したもの）

五 狩猟免許申請手数料

狩猟免許申請書に次の額の大分県収入証紙をはり付けて提出すること。

1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者 四千元

2 1以外の者 五千三百円

六 受験票

1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。

2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。

七 試験の内容

試験区分	内 容
------	-----

知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する筆記試験

適性試験

視力、聴力及び運動能力

技能試験

猟具の取扱い、距離の目測（網・わな猟免許試験を除く。）及び鳥獣の判別

注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣に関する筆記試験を免除する。

2 災害その他次に掲げるやむを得ない理由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかった者については、その事由がやんだ日から起算して一箇月以内に次に示す者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添えて各振興局へ申請した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする（振興局各事務所では受け付けない。）。

(一) 海外旅行をしていたこと。

(二) 病氣にかかり、又は負傷していたこと。

(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。

(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。

3 大分わな猟免許特区（網又はわな限定）試験については、申請時に選択した猟具（網又はわな）のみで構成された知識試験・技能試験問題を受験する。

4 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。

八 狩猟免許の交付

狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。

九 その他

1 二に掲げた各会場での受験を原則とするが、勤務先のある会場での受験を希望する場合などは、速やかに、その旨を申請した振興局農山村振興部又は農山村振興部まで届け出ること。

2 試験当日欠席した者（三十分以上遅刻した者を含む。）に対する再試験等は一切行わない。

3 その他の詳細については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。

4 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり平成十八年度狩猟免許更新のための適性検査及び講

習を実施する。

平成十八年六月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 更新対象者
県内に住所を有し、平成十五年度に狩猟免許を取得した者
- 二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所

更新対象者

開催日時

開催場所

大分県東部振興局の所管区域内に住
所又は勤務地を有する者

九月四日午前九時から
午後五時まで
国東市国東町
アストくにさき アグリホ
ール

九月六日午前九時から
午後五時まで
別府市上野口町
別府市役所 五階大会議室

九月七日午前九時から
午後五時まで
杵築市大字猪尾
杵築市健康福祉センター

九月八日午前九時から
午後五時まで
速見郡日出町字仁玉山
大分県日出総合庁舎

大分県中部振興局の所管区域内に住
所又は勤務地を有する者

九月六日午前九時から
午後五時まで
由布市庄内町柿原
大分県西部農業共済組合大
分支所2階会議室

九月七日午前九時か
ら午後九時まで
臼杵市大字臼杵
臼杵中央公民館

九月十一日午前九時から
午後五時まで
大分市玉沢
植田公民館

九月十三日午前九時から
午後五時まで
大分市東鶴崎
鶴崎公民館

大分県南部振興局の所管区域内に住
所又は勤務地を有する者

九月四日午前九時から
午後五時まで
佐伯市弥生大字上小倉
弥生文化会館

九月五日午前九時から
午後五時まで
佐伯市宇目大字小野市
宇目農村環境改善センター

大分県豊肥振興局の所管区域内に住
所又は勤務地を有する者

九月六日午前九時から
午後五時まで
佐伯市長島町
大分県佐伯総合庁舎

九月七日午前九時から
午後五時まで
佐伯市長島町
大分県佐伯総合庁舎

八月三十一日午前九時か
ら午後五時まで
豊後大野市三重町玉田
三重農村環境改善センター
多目的ホール

九月一日午前九時から
午後五時まで
豊後大野市三重町玉田
三重農村環境改善センター
多目的ホール

九月四日午前九時から
午後五時まで
豊後大野市大野町田中
豊後大野市コミュニティ
センター 大集会室

九月五日午前九時から
午後五時まで
豊後大野市大野町田中
豊後大野市コミュニティ
センター 大集会室

九月六日午前九時から
午後五時まで
竹田市大字竹田字山手
大分県竹田総合庁舎

九月七日午前九時から
午後五時まで
竹田市大字竹田字山手
大分県竹田総合庁舎

九月八日午前九時から
午後五時まで
竹田市大字竹田字山手
大分県竹田総合庁舎

大分県西部振興局の所管区域内に住
所又は勤務地を有する者

八月三十日午前九時から
午後五時まで
九重町役場 大会議室

八月三十一日午前九時か
ら午後五時まで
日田市中津江村枳野
日田市中津江振興局
大会議室

九月一日午前九時から
午後五時まで
日田市上城内
日田市文化センター ホー
ル

平成十八年六月十三日

大分県報（公告）

大分県北部振興局の所管区域内に住 所又は勤務地を有する者		九月四日午前九時から 午後五時まで	日田市城町 大分県日田総合庁舎
八月三十一日午前九時か ら午後五時まで		豊後高田市是永町 大分県高田総合庁舎	
九月一日午前九時から 午後五時まで	宇佐市院内町山城 院内町文化交流ホール		
九月四日午前九時から 午後五時まで	宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎		
九月五日午前九時から 午後五時まで	中津市本耶馬溪町曾木 グリーンピア洞門		
九月六日午前九時から 午後五時まで	中津市方端町 中津市立小幡記念図書館		
九月十四日午前九時から 午後五時まで	大分市大手町 大分県共同庁舎 大会議室		
県内に住所を有する者			
三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間			
1 受付期間 平成十八年八月七日（月）から同年八月十八日（金）まで。ただし、日曜日及び土曜 日を除く。			
2 受付時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで。			
四 更新手続 狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を所管する振興局又は振興局各 事務所に提出すること。			
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八 号）第四十八条第二項第一号に規定する医師の診断書 一部（銃砲刀剣類所持等取締法 （昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受 けている場合は、その所持許可証）			
2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮 影年月日を記載すること。）			
五 3 返信用封筒（八十円切手をはり付け、あて先を明記したもの） 狩猟免許更新申請手数料 狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙をはり付けて提出すること。 受験票			
六 1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、更新者に受験票を送付する。 2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。			
七 講習及び適性検査の内容 1 講習の内容 （一）鳥獣保護及び狩猟に関する法令に関すること。 （二）鳥獣の判別に関すること。 （三）猟具の取扱いに関すること。			
2 適性検査の内容 （一）視力 （二）聴力 （三）運動能力			
八 狩猟免状の交付 講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免状を交付する。			
九 その他 1 二に掲げた各会場での受験を原則とするが、やむを得ず受験できない場合又は勤務先 のある会場での受験を希望する場合などは、速やかに、その旨を申請した振興局農山漁 村振興部又は農山村振興部まで届け出ること。 2 三に掲げた期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で 受付期間中に申請できなかった者については、次に示す者である旨を証する書類を添え て各講習日の二日前までに各振興局へ申請した場合に限り、申請を受理するものとする （振興局各事務所では受け付けない。）。			
（一）海外旅行をしていたこと。 （二）病気にかかり、又は負傷していたこと。 （三）法令の規定により身体を拘束されていたこと。 （四）社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。			
3 その他詳細については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振 興部若しくは農山村振興部に問い合わせる。			
4 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。			